

事務連絡  
令和5年5月11日

日本行政書士会連合会  
関東地方協議会  
国際業務連絡会 幹事 各位

日本行政書士会連合会  
関東地方協議会  
国際業務連絡会  
代表幹事 井上 尉 央

東京出入国在留管理局からの依頼について（周知依頼）

標記の件につきまして、東京出入国在留管理局から別紙の内容の依頼がありましたので、各単位会において国際業務を扱う会員に向けご周知くださいますようお願い致します。

【連絡先】 日行連関東地方協議会  
(当番会 栃木県行政書士会：大塚)  
住 所：栃木県宇都宮市西一の沢町1-22  
e-mail: [gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp](mailto:gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp)  
TEL: 028-635-1411 FAX: 028-635-1410

## 東京出入国在留管理局（品川庁舎）における

### 申請予約システムの積極的な活用の推奨

東京出入国在留管理局（品川庁舎）の2階の申請窓口（Bカウンター）は、連日たいへん混雑しています（目下、2階でタイムチケット配布場所が設置されていますが、申請取次ぎ者は試験的運用として B2カウンターへ直接申請する方式が実施されています。）。その一方で、申請取次者による申請予約システム（4階Fカウンター）の利用率は、火曜日から木曜日は50%以下の低迷状態で、せっかく取次者のために開設された申請予約システムの4階Fカウンターが十分に活用されていません。

東京出入国在留管理局（品川庁舎）へ訪庁のうえ、在留諸申請等をする場合には、申請予約システムを積極的に利用するようお願いいたします。

なお、申請予約システムによる申請予約をしていないにもかかわらず、当日、4階Fカウンターで申請案件の取次を申し出るケースが散見されるようです。4階Fカウンターでの申請受理要件は、あらかじめ申請予約システムにより申請した案件で、かつ、申請予約システムで申請できることが定められている一定の在留資格の申請に限定されています。予約の対象とならない申請（対象外の申請）につきましては、出入国在留管理庁のホームページをご高覧ください。

事情の如何を問わず、予約システムによる予約（要件を満たす在留資格等であることを含む。）をしていないのに、当日、4階Fカウンターでの申請を申し出ることは、誠に謹んでいただくようお願いいたします。

また、4階Fカウンターの利用率がそのまま低迷状態が続くようであれば、試験的に申請取次者による申請予約システムによる申請窓口（4階Fカウンター）が閉鎖されることもあり得ることを申し添えます。

会員各位におかれましては、東京出入国在留管理局（品川庁舎）への在留諸申請には、在留申請オンラインシステムを利用した在留諸申請を積極的に活用の上、東京出入国在留管理局（品川庁舎）の大混雑解消に向けた行政協力も何卒お願いいたします。

東京出入国在留管理局（品川庁舎）の慢性的な混雑解消を図り、来庁者の負担軽減と利便性向上のための環境づくりに試行錯誤している関係で、窓口運用が適宜変更されることもあわせてご理解をお願い申し上げます。